

第19回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年 9月 3日 (月)  
午後1時30分から  
場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 「議会部会専管テーマ」に係る条文（案）【修正後】について

3 「行政部会専管テーマ」に係る条文（案）について

4 その他

5 閉 会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第19回）議事録

開催日時 平成24年9月3日（月） 午後1時30分～午後4時30分  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 19名  
欠席者 委員 4名（山中委員、西野委員、平嶋委員、辻委員）  
傍聴者 1名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

#### 委員長あいさつ

議 長 配付物の確認をしてほしい。次第、議会部会の修正案、議事録の修正一覧、第15回委員会議事録で、落丁、不足物等ある方は事務局まで連絡してお願いしたい。始める前にいくつか連絡事項がある。まず、次回開催予定であるが、第20回の策定委員会は9月24日(月)午後1時30分で、役場3階委員会室で開催する予定となっている。この委員会終了後に調整会議を開くので、各部長は残ってもらうようお願いしたい。そのときに次々回の予定を決めたいと思う。

また、本日は欠席であるが、山中委員から議事録についての提案があるので、報告と提案をさしてもらいたい。簡潔に言うと議事録を作成するにあたってのテープ起こしであるが、完全な逐語記録になっていないので、テープを聴きたいという住民の方がいた場合は、事務局のほうで貸し出しを認めてほしいという提案があった。問い合わせがあったらという条件だと思うが、私のほうで事前に事務局に確認をしたら、住民の方からテープを聴かせてほしいという依頼があった場合は対応が可能であるので、全体会で諮ってもらいたいということなので、意見があったら言ってほしいが、住民の方からテープを聴きたいという依頼があった場合は、事務局のほうから貸し出しをするということで認めてもらいたいと思うが、皆さんよろしいか。

小林委員 実際そういった要望については、ほとんどないと思うが、万が一あった場

合はダビングしたうえで貸し出しをするのか。

事務局 SDカードに保存をしているので、それを希望される媒体に移し変えての貸し出しということにする。

議長 ということで、貸し出しをするということで認めるということでお願いしたい。連絡事項は以上である。

それでは本題に入りたいと思う。次第の2「議会部会の専管テーマに係る条文案の修正案について」ということで、前回8月22日からまだ2週間ほどであるが、議会部会の条文案について皆さんに検討してもらって、一部修正を要する箇所があった。これについて議会部会のほうで作成してもらって議会部会としての修正案が完成した。これについては議論が出尽くしているという認識があるので、訂正箇所が下線部で示してある。例えば、前回の資料を見てもらったら、第1条の「この」と「趣旨」に下線部が入っている。前回の検討用資料では「この条例」は「本条例」になっている。あと「この条例の趣旨に基づき議会」と書いてあるのが「本条例に基づき議会」となり趣旨というのを加えた。そのような形の訂正をしてもらっている。あとは第1条の3で、検討用資料では「責任があります」とあったが、ほかの条文に合わせて「・・・しなければなりません」というような言い回しに改め、内容の変更ではなくて言い方の表現とか、もっと分かりやすくするために条項を一部削除したとか、皆さんの話をもとに訂正してもらった条文案が以上のA4(2枚)のようになるので、前回のものと差し替えてもらって、こちらが委員会としての議会部会の条文案として確定したということで報告させてもらい次第の2はこれで終了とする。(委員からの異議なし)

次第の3「行政部会の専管テーマに係る条文案について」ということで、前回の終了時に藤村行政部会長のほうからA3の資料を事前に配布してもらったが手元にあるか。もし無い場合は事務局のほうでコピーしてもらいようにお願いしたい。個々の説明については、藤村部会長に委ねるとするが、その前に行政部会の皆さんにおかれましては、条文の作成をしていただき、多大なるご苦勞をいただいたことをお礼申し上げて、マイクを譲りたいと思う。

藤村委員 <行政部会 専管テーマに係る条文案の説明>

(町長の責務、執行機関の責務、町職員の責務)

議 長 今、説明してもらったのが、町長の責務、執行機関の責務、町職員の責務ということで、責務に関する条文案を説明してもらった。こちらについて事前に見てもらっていると思うが、何か意見があれば挙手のうえ発言をお願いしたい。

足立委員 最初の町長の責務で、基本理念というところが共通項目のなかのどれに当たるのかというのかが分かりにくい。

藤村委員 特に基本理念という一般的に使ってしまったので、どこを取り出してどうとかと言われると答えづらいが、ここでは一般的に使われている当たり前の言葉という形で使っている。

議 長 総則にある理念とリンクはしていないという返答ということか。

藤村委員 そういうことである。

小林委員 私も足立委員と同じ疑問を持った。全体の文脈の流れからすると藤村部会長がまとめられたと思うが、第3条の基本原則を考えてもおかしくはない、要は、町長は町の代表者として町民の信託に応え、それでこの基本条例で決める基本原則というのがまさに第3条「まちづくりは次に掲げる基本原則により行ないます。」ということで、4つを先に議論をした。だからそのまちづくりの基本原則を町長は実現するべく公正で透明な町政の運営を行なうといったように考えれば、話が文脈としては流れるかなと思う。基本理念となっているから気になったが、原則としてもおかしくはないと思う。ただ、部会がどんな議論をしているのかが分からないので、これは私の考えである。

藤村委員 基本的には、総則のなかの部分を取り入れたつもりであるが、言葉の修正ができていない。この素案を作ったあとも、前回、前々回の全体会議のなかで基本原則のなかでそういう言葉を使っていたが、このなかでは基本理念としてはこのままにしているので、これは皆さんの意見のとおり基本原則ということで変えても差し支えはないと思う。

議 長 それではこちらの条文案の基本理念を基本原則に変えるということできたい。

田島委員 今と同じところであるが、原則とすると「原則に基づいて」としないと原則、実現というのはおかしくなるというのと、もう一つは、実現という言葉を活かそうとするならば、前文にあったように「住みたい、住み続けたい地域社会を実現するようとする」もしくは、「この条例の趣旨に基づいてとする」かの選択肢があると思う。ただ基本理念という言葉を入れると始めてこの条例を読んだ人は、基本理念というのはどこにあるのかなとなかなか分かりづらいので、この言葉は避けたほうが良いと思う。

小林委員 田島委員の意見は最もな話で、そうであれば総則の第1条の目的であるが、「この基本条例の目的を実現するように町長は調整のうえにあたらなければならぬ」というほうが良いのではないか。

柄沢委員 行政部会のもので言わせてもらいたいが、基本原則というのは、こないだ決まった原則に基づいてというよりは、基本理念というのは先ほど田島委員が言ったように、どういうことか住民の方が分からないといわれるのは確かであるが、前文のなかでも公正で開かれた新しいまちづくりを進めていく。これは当然基本理念であるので、表現として基本理念というのが分かりにくいのであれば、別の表現が必要かなと思うが、基本原則に基づいてというのは、書き方としては不適切ではないかと考える。

議 長 皆さんイメージは同じだと思う。要は条例に沿ったまちづくりを実現するというイメージである。柄沢委員の言う基本原則だけに捉われてしまうような気もするし、もっと大きい意味でということでの目的であるとか、すべてのものにとということなので先ほど少し田島委員のほうから言われた、基本条例に基づいたまちづくりを実現するためみたいなそういうようなイメージということで、行政部会のほうが作っているのであれば、そういう形で訂正してもらえたらいいと思う。

田島委員 そしたら選択肢として、「この条例の趣旨に基づいて」というのはどうか。

藤村委員 そうすると「町長は、町の代表者として町民の信託にこたえこの条例の趣旨に基づいて、公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければならない。」ということによろしいか。

議長 読み上げるが、「町長は、町の代表者として町民の信託にこたえこの条例の趣旨に基づいて、まちづくりを実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければならない。」ということによろしいか。

田島委員 細くなるが、町民の信託というのは、前に要綱の定義で出てきたように選挙を受けて信託ということになるので、あとで用語のところで住民と町民を定義し直すと思うが、前にやった定義では信託というところは、ちょっと引っかかってくるので最後に修正される可能性があるということである。また、第3項のところで町民に必要な能力とあるが、町職員の責務のところで、「町職員は常に公務員として職務に必要な知識・・・」とあり、職務に必要な知識や能力というのは分かるが、第3項のように町民との協働に必要な能力というのが、職務遂行に必要なとか職務に必要なとかであったらいいが、協働に必要なというのはいわざわざ入れたのは何か意図があるのか、少し分かりにくいと思った。

藤村委員 町長の責務と町職員の責務では、立場によって違うのではないかということで、そこではそう書いてある。町長としては、町職員の養成に努めなければならないが、町職員としては、公務員として必要な知識や技能の向上というので使い分けた。

田島委員 協働に必要な能力を備えた町職員ということで、町長はいいが町職員の能力として協働に必要な能力というのがどういう能力を指すのか。特に職務に必要なというのはいろいろなものを含むが、協働に必要なということにすると少し限定されてしまうとか、強調されてしまうとか、こういった表現が良いのか悪いのかよく分からないが、ちょっと疑問に思った。

小林委員 協働に必要な能力というのは極めて特定しにくいことであるから、むしろこれは町長の責務であるから細かいところに限定するのではなくて、大きな話として職員の人材育成とか公正な人事評価とか処遇といったことについて書いたらどうか。協働に必要な能力だけでなく、例えば効果的な人材

育成、適切な人事評価及び処遇をおこなうことにより、職務及び組織の能力が最大限発揮できるように努めなければならないというように人事全般に関することについての公正な対応を町長の責務として求めるという形で取り上げてもらったらと思う。

藤村委員 言っていることはよく分かる。それは議論のなかで当たり前のことであるという話があって、こういう限定した書き方にした。特に今謳っているのは、協働と参画ということなので、ここには協働に必要なということを特に加えた。

小林委員 当たり前のように人材育成とか人事評価とかの処遇が公正的確に行なわれているのであればいいが、上牧町の場合は公正的確に行なわれているのか。私は必ずしもそうではないのではないかという気もするし、やはりこれは永遠の課題で別に上牧町に限らずどこの市町村でも民間企業でも最大の問題である。やはり人事評価についてもどんどんスタイルが変わってきている。向上率から能力評価というのにも変わってきている。上牧町の人事評価はどのようにしているのか分からないが、いずれにしても具体的な方法というよりも適切な人事の問題を当たり前のことができているかどうかもあるが、できていればそれでいいという意見もあると思うが、そのほうがこの基本条例では相応しいと思う。

藤村委員 そのことについても議論したが、行政評価のときに評価の内容もどうするのかということもあって、最終的に議論したとことが完全に終息してないかもしれないが、意図とすれば先ほど説明したとおりであるが、小林副委員長が言ったような話になってくるとほかのところでも行政の場合は、全部そういった書き方にしないといけないということは出てくるかも分からないが、条文のなかでは端折ったところもある。当然説明のなかでは書かないといけないということで、これを条文の素案ということにしている。そういうところまで全部書くということにすれば、これから説明するなかでも出てくるかも分からない。

小林委員 それでは、あとにもそういったテーマが出てくるのであれば、ペディングというか、そこは決定しないで先に進んだらどうかと思う。ただ、もし原文を活かすのであれば田島委員も言ったが、協働に必要な能力とは何かと

いうことを明確にしないと評価のしようがないと思うので、検討をお願いしたい。それと、第2項について質問したいが、気持ちは大変よく分かるが、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、請求があれば応募状況、採用時の成績結果を公表しなければならない。応募状況の公表というのはそんなに大したことではないが、採用試験の結果を公表するというのであるのか。例えば、試験で数字が出るものであれば出来るだろうけども、面接試験の結果というのはどういった公表をするのか。多分求めてくるのが、不採用になった方がなぜ自分が不採用なのか、採用者と自分はどこが違うのか。それを明確に資料で出してほしいという場合に何を出すのか極めて難題だと思う。私は公正な採用にあたっては、むしろ具体的に縛れるもの例えば、町長や議員、職員の何親等以内は採用しないとか。例えば二親等以内のもので兄弟は駄目とか、親子も駄目とか、こういったように縛ったほうが皆さん分かりやすい。成績の結果というのは皆さんには納得しがたいというか、不採用になった人が納得されるのかが疑問である。

藤村委員 今の件でも話し合ったが、応募状況については問題ないと思うが、不採用になった人が何故かということできたときに、この人に関しては合格点についてはこれだけで、こうだったという、その人だけの採用基準を知らせるということで(条文を)作った。確か公表しなければならないといったときに、どこまでどう公表するかという詳しいことについては、全部を公表するのではなくて、請求があった方だけの情報を知らせるという考え方である。

植村委員 同じ第2項についてであるが、この条文自体の良いか悪いか、必要か必要でないかというのは置いて、この条例というのはまちづくり基本条例で、協働のあり方を定めていくものではないかと思うが、それに採用のことなどを入れないといけないというのは、どういう議論でそうなったのか教えてほしい。

藤村委員 我々が部会でいろいろ調査、ヒアリングした結果によるが、ようやく最近になって公募ということが出ているが、これまでは縁故などによる職員採用であったので、不透明ではないかという話があった。去年ぐらいから町は公募するということになったので、する以上はもっと透明にするということで、こういう条文を作るという議論になった。



植村委員 議論の過程はよく分かるが、この条例ができたあと、何らかの手続きを踏んで条例を作りなさいとか、そういったこともきっちりしてほしいということで解決していくことであって、このなかで何もかも入れてしまうというのは少し違うような気がする。

柄沢委員 私はこれを特に入れてもらいたいと思って、成績の公表はともかくとして公募を原則とするということを入れないというのは特に思っている人間の一人である。先ほど小林委員が町長の何親等とかの話が出たが、私が三十数年(役場に)勤務したが、そういった採用はなかったが、かなりの繋がりのある方が採用されているが、公募を原則としたのは既に平成3年か4年ぐらいに議会で約束した。公募という形になっているが、それは形としての公募であって、実質的な採用についてはかなりの繋がりである採用となっていることは、ほとんどの方が知る事実で、今でもある程度生きていると思う。だから、ただ職員の採用というのは、この役場で何十年と働いてもらうわけであるから、すごく重要なことであると思う。それが結局は住民の生活に戻ってくると思っている。採用についての公募はもっと詳しく(条文に)入れたい気持ちもあったが、一応ここで公募を原則とするということと請求があれば応募状況などを発表できるという、ここで歯止めを掛けておきたいということに入れさせてもらった。

過去においては、一般的に考えても、何故あの方が採用されないで、こちらの方が採用されるのかというのは、非常にたくさんあった。小林委員が言われるように面接というのは最終試験であって、3段階ぐらいで試験するので、その第1段階をまず公務員というのはある程度のレベルの基準があって、それから上の人は、ある程度のコネがあってもいいと思うが、そのレベルに達しない人が、採用されてしまうような状況であれば住民にすごく影響があるということが過去にあったわけがあるので、少なくとも一次試験はクリアしてもらっている人でないと、あとの仕事が進められないという状況もあったので、私はそれを勘案してここに入れさせてもらいたいということである。

小林委員 おそらく柄沢委員の思いというのは、実際に経験された例に基づく実感のこもった意見だったと思う。私は上牧町の基本条例に上牧町らしいものとして入っていてもおかしくはないと思うが、ただ、あとで運用できないと

というような標記になっていると困る。今の上牧町職員採用の方法はペーパーだけか、面接もあるのか。ペーパーだけであれば試験結果の公表というのは問題ないと思うが、面接結果の公表となると極めて難しいと思う。選抜方法は今どうなっているのか。事務局に尋ねたい。

事務局 面接とペーパーと両方おこなっている。

小林委員 であればこのところは、ペーパーの結果に限って公表とか、文章を少し練ってもらってあとで対応できるような表現にしたらどうか。面接結果を公表しても不採用者は納得しないと思う。そういったものを公表してしまうと今度は面接者が意見を書けなくなる。ペーパーであれば何点とか公表できるが、その辺りの再整理が必要ではないかと思う。

柄沢委員 筆記試験は業者に委託している形になっていると思うが、面接や論文の採点もそれなりの専門家にしてもらったらいと思うし、面接をされる方はそれなりの責任を持って採用するということは、公表されても当然いいだけの責任を持って面接されるべきで、その方を40年間働いてもらうということになるわけであるので、それだけの決意を持って面接をしてもらって、点数をどういう理由で自分なりの判断で付けたということは自分で自信を持っていたらいいことであるし、成績の公表となれば筆記試験が何点で何番目であって、面接が何点で何番目であって、論文が何点で何番目であるというのは、本人の請求があれば当然するべきであると思う。この情報を提供しなければならないという、まずこのまちづくり基本条例を策定するについて、一番大事なのは住民との協働で、協働に必要なのは情報であるので、情報はすべて個人に関わるもの意外は流してもらうというのが原則であると思う。本人の成績を本人が請求して公開しても個人情報保護法に引っかからないので、当然に責任を持って面接をしてもらうということであり、当たり前なので公開しても何ら問題はないと思う。

小谷委員 先ほどの説明のところで、成績結果を本人に伝えると、本人に公表するという説明になっていたと思うが、一般に公表しなければならないととれるので、そここのところが少しはっきりしない。

藤村委員 右のほうに背景と解説に書いているが、ここで考えた公表というのは、請

求に応じてその部分だけを知らせるということで、情報公開とは区別するという具合に書いているとおおり、請求のあった部分だけをご方にお知らせするというごで条文に書いた。そのあたりが分かりにくいようであればほかの書き方にしないといけないかもしれない。

三浦委員 柄沢委員が40年間役場で働いていたと、職員公募で10人採用のところ100人が集まったことはあるのか。

柄沢委員 確約ではないが60人から70人の応募があったという話は聞いている。

三浦委員 そのうちの50人が合格者であったのか、10人であったのか。

柄沢委員 合格者は3人から5人である。

三浦委員 1人の欠員が出た場合も募集を出さないといけないのか。

柄沢委員 行政職の場合は一人の欠員が出たからといって、めったに途中で公募はしない。専門職については、その人がいないと職務を遂行できず代替がきかない。ただ、行政職の場合は翌年の4月の採用であれば、翌年に試験をするというのが一般的な形である。

藤井委員 私もこの第2項の件であるが、過去にいろいろあったと思うが、基本条例にこれを入れる必要があるかという点で、私は必要ないと思っている。もっと職員の採用とかいろいろな基準があると思うので、そのなかでちゃんと謳っていくことのほうがいいのではないか。町長というのはほかの面での基本原則など決まっていることに従って行政をおこなっていくということで、採用について改めてここで定義する必要はないと思う。別の面で規定したほうがいいと思う。

梶野委員 私も藤井委員の意見と同じで、ここへこれを載せていいのかと先ほども言っていたが、一般の方にそれを知らせるということは、それが一人歩きして良い方向に向けばいいが、大変なことになるのではないか。成績結果まで報告しないとけないのかと思っている。

木村委員 一般論で今は議論しているわけで、これをどう記載するかということではないと思う。従ってこの条文どおり請求があればという形で進めてはどうか。人事に関して過去の経験が活きていると思うので、そういうことがあって不透明であったので、請求があれば公表するという事で私は理解しているので、入れるとか入れないとかいう問題ではなくて、この条例でいいと思う。

議 長 この条項を入れる入れないというところでも2つに分かれているが、行政部会のほうで何度も話をしてもらっていて、考えたうえでこれを入れたのだと思う。あえて入れている意思はすごく伝わるのでこれはどうやって決めていけばいいのか私自身も悩ましいところである。決というわけにもいかないと思う。

藤村委員 行政部会でもいろいろ議論はしたが、結局はこの基本条例というのは町自身にも300ぐらいの条例がある。その条例との整合をこれからやっていかないといけないと思う。だから言っておられるように職員採用以外にも条例というのはたくさんある。それをこの基本条例を基に見直しもされるわけである。この条例というのは我々もこれまで思って、これは少なくとも書いておこうよということはこのまちづくり基本条例には書いておくべきではないか。一人歩きするとかしないとかいう話はその次の条例が決まった時の話であって、ここで我々が言っているのは、公表するといっても広報のなかにこれだけの方の応募があつてどうかというわけではなくて、請求があつたらその人に対して、あなたはこうですよということを公表するという事である。

事務局 先ほどの試験の件で秘書課に確認をしたが、本町の場合は採用試験の面接についても点数化をして加算するという方法をとっている。

小林委員 先ほども言ったように、上牧町の場合は公正な採用試験にやや疑問の残るようなことがあったということから、行政部会で議論されてここに入れている。上牧町独自の条文として入ったと思っているが、ただ、意見が分かれるのは当然である。ここで提案だが、このあと幾つもこういった条項が出てくると思うので、まず全体を見るというのが大事であるからもう一度宿題にしておいて、持ち帰って考えるということで、意見が分かれた場合

はそれで決めていくということでしょうか。すぐにこの場で決めるのではなくて、一回冷ますということで宿題にするということでしょうか。

議長 わかりました。今の提案は受け入れたいと思う。この第2項については次回もう一度話し合いをしたいと思う。皆さん個々に意見があると思うのでもう一度まとめてもらえたらと思う。

遠山委員 この公表という言葉が気になっている。公表というのは公に表すということなので、どこかに掲示するというイメージの公表だと思うので、例えば情報とか個人のものについては開示という言葉がある。開示というのは請求した人に見せてあげるということで、公表という言葉で請求した人に渡すというのがどうなのかというのだけもう一度その辺も踏まえて教えてもらったらと思う。

小林委員 私から一つ提案であるが、町長の責務が第3項まで入っているが、第4項として、今中町長はタウンミーティングを熱心に行なっているが、そういったものを取り上げた形の項目があってもいいのかなと思う。いわゆる町長は毎年度町政運営の方針をまずは明確にする。その場でその達成状況を町民及び議会に説明しなければならない。その説明の場としてタウンミーティングが活かされるというようなことが責務としてあったほうがいいのではないかと、その場合は順番としては第2項になる。検討してもらえればと思う。

議長 町長の責務についての話があった。そのほかの責務については3つあったが、執行機関の責務、町職員の責務については意見が出なかったが、この条文案でいいか。

梶野委員 町職員の責務のところ、「町職員は常に公務員として・・・」とあり、この公務員の次に「自覚を持って」という言葉を入れてほしい。職務に必要な知識、技能の向上は本人の職務に対してどれだけ志気があるかによるが、その前に職員としての自覚ということで、どここの職員はこうとかよく耳にするとと思うが、この言葉を入れてもらいたい。先ほどから町長の責務については議論されていたが、町職員の自覚についても少し気になっている。

藤村委員 第1項に自覚について謳っているが、そう読めないか。

議長 行政部会としては、この第1項のところに自覚のことを表現しているという考え方ということであるが。

木村委員 自覚を持ってということであるが、当たり前のことなので、職員として採用されれば当然のことであるからそこまで言う必要はない。意見のとおりなのであるが、自覚を持ってという文言は入れる必要はないと思う。

議長 第1項のほうで、自覚を持っているということの読み替えで対応していくということでもとめてよろしいか。

井尻委員 町職員の責務ということで、これは中身的には地方公務員法に書かれていることを再確認するという意味合いだろうと思うのでこのままいいと思うが、ここに書かれていることはもともと地方公務員法で規定されている話で、用語だけ気になったのが、第1項の公共の利益のためにという、この利益という言葉が公共という言葉が頭についているが、利益という用語を町職員の責務という条のなかに入れるのは、少し違和感を持つような気がする。

議長 公共の利益という言葉というのは、どういうところからきたのかという質問だと思うが。

藤村委員 この利益というのは、お金がどれだけ儲かったかという意味ではなくて、全体のために向上したという意味の利益と捉えてもらいたい。

井尻委員 私もそのように理解したが、それでもその利益という用語が少し引っかかっている。改めて活字として出た場合に、基本条例の条文に入れるのには何となく違和感を持った。

柄沢委員 改めて地方公務員法をここに謳っているというように言われていたが、まさにそのとおりで地方公務員法のサービスの基本基準というところに全体の奉仕者として公共の利益のためにということ謳っているので、文言として

は特におかしいということではないのではないかと思うし、他の市町村の条例にも公共の利益というように謳っているところはかなり多いので、特に問題はないと考えている。

藤井委員 今の条文のところであるが、私もそのように思う。ただこの条文のなかで、「公共の利益のために創意工夫し」という言葉を入れたほうがいいのではないか。それぞれ町職員の創意工夫を盛り込んだうえでの誠実な業務の執行とかいうようなことについて回るかと思う。その言葉をいれたらというのを提案したい。

議 長 条文の中身、場所はともかくとして、「創意工夫し」という文言を入れてほしいということであるが、それについては何か意見はないか。

藤村委員 考えてはいるが即答できないので、少し待つてほしい。

議 長 今の意見に対して、すぐに入れるということは部会の話や流れもあると思うので、「創意工夫し」というのを入れるという提案が全体会であったということ踏まえてもう一度検討をお願いしたい。

小林委員 そのうえの執行機関のところ、第1項の主語が「町の」執行機関ということになっている。第2項は「町は」となっている違いは何か。もう一つは、右側に注釈が書いてあり、町長、各委員会を指すということで書かれているわけであるが、そういった執行機関の責務として第1項では、その権限と責任において公正で誠実、迅速にというのが三つ入っているが、それ以外に相互の連携や協力とか一体として行政機能を発揮しなければならない。実は、後のほうを見ていたら行政組織の編成のところ、第2項に縦割り行政の弊害をなくすということで書かれているが、組織の編成というよりも執行機関の責務として取り上げたほうが、より適切ではないかと、要は、各行政機関がバラバラではなくて連携、協力、一体としての行政機能の発揮を取り上げてもらったと思う。

藤村委員 最初の質問であるが、第2項も最初のことは町の執行機関とごっちゃになっていて、これは私の記憶ではこの下の第2項も町の執行機関はということで、多分言葉の修正ができていなかったのかなと感じがするので、これ

は修正させてもらう。

二つ目の連携の話であるが、これも議論はしたが組織のなかで連携は書いていたらいいのではないかということでここに書いたが、責務ということになってくると、本当は町長でも連携するようなことをきっちり指導するとかを書いておかないといけないのかなということがあったので、組織のなかで書かせてもらった。

小林委員 それは私の意見であるから、最終はどこかに入っていればいいので、姿、形としては責務のほうが馴染むのではないかというように思う。

議 長 ほかに意見はないか。

田島委員 町の執行機関のところ、一般的に地方自治体の執行機関はこれでいいのだが、町の執行機関というと前回言わせてもらったように全部入らないのでその点だけお願いしたい。

藤村委員 これは全体がこうであるということを書いているだけで、確かに前回のときに聞いている。これはあくまでも、地方自治法でいう執行機関というのはこうであるという具合に考えてもらいたい。

議 長 それでは、責務の3つの条文については意見が出尽くしたところがあるが、町長の責務については第2項を踏まえて、再度検討をお願いしたいと思う。執行機関の責務については、文言の加筆があるのでこちらについての検討をお願いしたい。町職員の責務についても「創意工夫し」という文言の加筆の提案があったので踏まえて検討をお願いしたい。  
それでは10分間の休憩とする。

— 休 憩 —

議 長 それでは定刻となったので、後半を始めたいと思う。  
次の条文、行政組織の編成以降について説明のほうをお願いしたい。

藤村委員 <行政部会 専管テーマに係る条文案の説明>  
(行政組織の編成、危機管理、審議会等制度、総合計画等の策定、説明責



任、財政運営及び精度の整備、予算編成、執行、決算、財政管理、財政状況の公表、行政評価、個別外部監査、住民投票)

議長 かなりの条文数があったと思う。行政部会の皆さんありがとうございました。なるべく散らばらないようにするが、条文数が多いのでいろいろなところに行ったり来たりすると思うが、ご協力をお願いしたい。行政組織の編成について意見等ある方は挙手のうえ発言をお願いしたい。

小林委員 質問であるが、第3項で主語をどうするかという問題で、第1項は「町は」となっていて、第2項は「町の組織の」となっていて、第3項は主語がない。ということで、第2項を「町は」にして、あとの文章が流れるようにしてはどうか。(藤村委員はそれでいいと回答)  
もう一点は、末尾の言葉が「行うものとする」とか、「はかるものとする」となっているが、主語が町なのでこれはすべて「ねばならない」ではないか。「行うものとする」では弱いような気がするので、「ねばならない」のほうがより妥当だと思う。

藤村委員 「ねばならない」と「はかるものとする」というのは使い分けた。例えば、相互の連携をはかるものとするというのは、最初は「はからなければならない」と書いていたが、何かが完全にできない部分があったので、こういった書き方にした。

小林委員 正当な理由があって、もし連携できないようなことがある場合は除外すればいいことであって、ここは一般規定だと思うので「ねばならない」ではないか。

井尻委員 同じ第2項のところであるが、用語で「縦割り行政の弊害をなくすため」という言葉を使っているが、どういった考えがあるのかということと、意見とすれば、この縦割り行政の弊害という言葉は一般的にマスコミでもいろいろなところでよく使う言葉だと思うが、きちっと定義づけられた言葉でもないし、人によっては意味合いも違うので、ここはほかの表現を検討したほうがいいのではないかと思う。

藤村委員 今、縦割り行政と一般に言われているのが、国の行政が省庁によって全部

違うということが、大きくは言われていることで、これが地方自治体に至るまで補助を含めて縦割り行政と言われていて、そうするとこれは国土交通省の管轄であるとか、厚生労働省の管轄であるとか、文部省の管轄であるとかいうことで、それぞれに違っていて、こんな小さな町にまで持ち込むべきではないのではないかとということで、縦割り行政の弊害をなくしてしまっ、取っ払ってしまったらどうかということで、こういった書き方をした。

井尻委員 一般的に使われているときも、国の行政に関して使われているのが多いと思うが、受け皿となる市町村や都道府県というのはあまりそれに縛られない工夫をしながら行政をおこなっていると思うので、相互の連携あるいは状況の変化に応じて柔軟に対応を規定するために「縦割り行政の弊害をなくすため」というのはかなりあやふやな使い方をしている言葉だと思うので、適切ではないという意見である。

小林委員 このところは、先ほど執行機関のところでは言ったが、執行機関の責務に入れるか、行政組織の編成のところに入れるのか、まさに井尻委員が言ったように縦割り行政の弊害というのも、こういった基本条例の用語としては確かに言われてみればそうかなと気もするし、だから「相互の連携及び協力をはかりながら一体として行政機能を発揮できるように努めなければならない」というような表現でここに入れるか、もしくは執行機関の責務に入れるか、表現の形と場所も含めて再検討してもらいたい。

植村委員 第1項であるが「機能的かつ効果的に最小の経費で最大の効果を図るよう組織づくり」とあるのだが、最小の経費で最大の効果というのが引っかかっている。「機能的かつ効果的な組織づくりをおこなうものとする」という表現にしておいたほうがいいのではないか。第2項も第3項も含まれているので、シンプルにこれだけでいいのではないかと思った。

藤村委員 最小の経費で最大の効果という部分についても議論したが、財政的な状態になったときにその辺りのことをあまり考えてなかったのではないかとということで、これは是非入れておこうということになったというのが行政部会での議論であった。それを踏まえていいよということであれば我々としてもどちらでもいいので、それを皆さんで議論してもらいたい。

田島委員 最小の経費で最大の効果という文言は、地方自治法にも載っている所以我は別に入ってもおかしくはない文言かなと思う。効果的にと抽象的に言われるよりも一般の方が読まれたときにこちらのほうが分かりやすく、尚且つ地方自治法に入っている言葉なので問題はないと思った。

藤村委員 我々もそのとおりの議論をしていた。

柄沢委員 この行政部会の担当部門の条例をつくるについて、まずは基本的な考え方として今の上牧町の状態に陥った原因の多くが、この条例のこの原因を二度とつくらなくするための条例の主たる部分がここになるのではないか。もちろん議会の部分もあるが、そういう思いもあって我々の委員会ではあえて入れなくてもいいような文言でも入れようというスタンスで、この行政部会の担当部門の条例について入れているので、ほかのところでも項目が出てくると思うが、当然なところもあるし、他の市町村にはないようなところもあるが、現状の上牧町になった要因のかなりの部分をその辺りも占めているのではないかとそれを今回の基本条例で住民参画という大きな目的としているので、その原因になったのがここに集約されているのではないかというように思ってかなり細かくそぎ落とした結果がこれである。

植村委員 これは個々の条文というわけではないと思うが、柄沢委員が言われたことはよく分かる。私が今日の件や前文のときに言わせてもらっているのも全部そこかなと思う。この条例というのはテーブルだと思うので、テーブルというのはできるだけシンプルに作ったほうがいいのかと思ってそれに基づいて発言しているので、過去に起こったことを踏まえて一つ一つ評価や総括をするような意味合いの条例にしていくのか、そうではなくて今後三者が協働のテーブルを作ることで結果としてそういったことを避けられるという前向きな方向で行くのかというので少しトーンが違うのかなと思う。私が勝手に思っているだけかも知れないが、町民部会の条例というのはどちらかというとな楽観的な姿勢でできていて、そういう条文になっていると思うので、どこかでスタンスの整理をしていかないといけないのかなと感じている。

小林委員 今の植村委員の発言というのはやや後戻りみたいな意見であると思う。そ

これは前文の議論をしたときに両方の立場の意見があつてそのうえで、上牧町が財政破綻に近い状態に陥ったのがあるということをきちんと踏まえて、そのうえでどういったまちづくりをしていったらいいかというような形で書くのがいいのではないかという意見が過半だと思つたので、植村委員や町民部会の皆さんがどうなのか分からないが、今の植村委員の意見については、もう結論を出したというように思つたので、今から戻つてどうするという議論は止めないと前に進まないといけなかつたと思う。そういうことで理解してほしい。

それから今日についても時間が無制限にあるわけでもないので、提案であるが藤村部会長から最後まで一応説明されたので、条文について一通りの意見を出してもらつて、A案とB案の賛否が分かれた場合は、今日決めないで意見をどんどん出してもらつて、再度そういった意見を踏まえて修正案を議論してもらつて次回に出してもらつてという形にしてはどうかと思つた。もし部会長のほうがそれで良ければの話だが提案をしたい。

藤村委員 時間の配分を考えたらそれでやむを得ないと思う。

議 長 行政組織の編成についてはこれでよろしいか。話のなかで出てきたのが、主語の統一と語尾の「ねばならない」は確定した。最小の経費でということところは議論を踏まえて検討していく。入れても構わないということであつた。縦割り行政の弊害をなくすについては、一体的な運営にしたほうがいいのではないかということは検討してもらつてという以上の内容であつた。次に進みたいと思う。次は危機管理の条文であるが意見等あれば挙手のほうをお願いしたい。

小林委員 それでは危機管理の条文で、第1項であるが、「町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立につとめなければならない。」ということだけではなく、あと危機管理体制ができて機能しないと意味がないので、だからやや長くなるが、「危機管理体制を確立するとともに、実際に危機管理体制が機能するよう必要な訓練を実施しなければならない。」という踏み込んだ形の表現がどうかというのが一つの意見である。

第2項については、「町は、危機管理体制の中で町民の参加を積極的に促す。」とあるが、この町民の参加を積極的に促すというのがどういう形で促

すのか。それも「・・・危機管理体制の中で自主防災機能を向上させるため町民の参加を積極的に促す。」いわゆる自主防災組織との絡みで町民参加の促進というか、そこを繋げたほうが受け止められやすいのではないかと思う。

藤村委員 今の意見は何っておくとする。

井尻委員 危機管理の条文であるが、これも先ほども議論があったが基本条例の性格、どう捉えるかという最初の問題にも繋がると思うが、いわゆる危機管理というのは今の日本の情勢からいけば、ものすごい行政テーマであるし、また町も取り組んでもらわなければならないことだと思うことであるが、危機管理だけを取り上げてこういうものを確立する。こういう体制を作るということは規定として必要なのかなというのが疑問に感じた。

藤村委員 それは危機管理だけを取り出して別としてきっちりするべきだということか、このなかでは相応しくないという意見であるのか。

井尻委員 基本条例のなかではあまり相応しいとは言えないのではないかと思う。行政テーマのなかでは大きいというのは分かるが、基本条例のなかでは行政組織をどうあるべきか、どういう方向でいくのかということの規定すべきであって、これはそのなかの実際の執行の問題だと私は思う。

藤村委員 はっきりと理解できないのだが、それを言うとほかのところでもそういったことが出てくるのではないか。

井尻委員 最初の発言で言ったように、基本条例の捉え方というか、基本条例を何のために作るのかというのに立ち戻ってしまう可能性もあるが、そういうことであれば先ほども小林副委員長が言ったようにそういった議論は過ぎたから止めておこうという話なのであるが、何を目的として行政をするのか、町長や執行機関が何を目指してやるのかということの基本条例では規定すべきものだと私は考えている。

柄沢委員 危機管理体制の整備とか確立については、この条例案に特別突出して入っているというような問題ではない。町から配布になった各市町村の条例に

も全部入っているので、我々の委員会として必要であると考えている。

小林委員 この問題は、先ほど井尻委員が過去の問題との絡みのように捉えた発言をされたので、それとは違うと思う。危機管理というのは、大災害や大規模な台風、水害のようなものが起こったときに対応できるようなことを予め体制を作っておこうという意味合いであると思う。過去にこういう悪いことがあったから行政上の問題があったからとはまた違うので、また議論がバックしないようにと反省されたが、そのこところは捉え方が違う。それで私も危機管理体制というのは、一番行政にとって大事なテーマであるから、ここでは細かいところは決められないから、基本条例のなかに大きな方針が取り上げられるというのはおかしくないと思っている。

井尻委員 私の言い方が悪かったのかも分からないが、過去のことをどうとかいうことで言ったわけではないので、その点だけ理解してほしい。今、大災害が起こっているこのような状況のなかで、危機管理体制というのは大きな行政テーマというのは事実で、一番大きなテーマだと思う。ただし、議論に立ち返ってと言ったのは、基本条例策定のスタートから言っているように基本条例はあくまでも理念なり将来方向を規定すべき条例だろうと思って自分なりにやってきたので、具体的なことをここに書いていくということには元々賛成しかねると本来シンプルな条例であるべきだと思う。ただ、理念的に他の法律に規定されていることも再度確認的にするというのは意義のあることだと思うが、今の危機管理にしても執行の問題ではないかと、私の自治会でも今度10月に自主防災組織を立ち上げるが、これも皆さんの危機感の表れでそうなったわけで、危機管理という大きなテーマというのは理解しているが、基本条例の関係でいけばどうなのかなというのが私の意見である。

田島委員 町政運営のことであるが、基本条例を定めるにあたって目的のところ、基本的な事項を定めることを目的とするとあって、その基本的な事項のなかには、町民の役割と責務とか、それぞれの役割と責務とかがあって、それから町政運営というのも多分入っていたと思う。だからここでは町政運営のことが条項として入るのは基本条例の目的に反するものではないということと、それから危機管理については、私たちのこのまちづくり基本条例というのは「住みたい、住み続けたい町をつくる」みたいなものが理念

としてあるので、そうすると町民として安心・安全な町というのというのは、何よりもどこの自治会も安心・安全な町が良いというのが一番初めにくると思うので、安心・安全を確保する危機管理というのは町政運営（行政）のなかに入るのは、まちづくりの基本理念に照らして沿ったものではないかと判断する。

議 長 意見が出たのだが、おそらく井尻委員の意見は、危機管理というのは行政の施行の一部であるから、あえてここに入れるべきではないという話だったと思う。それは次の審議会等制度とか総合計画も同じことが言えると思う。ただ、これについては他の条例を見習って行政部会はそういう形で作られたと思うし、町政運営という大事な事項の一項だから基本条例に載せておきたいというので入れたと思うので、総合的に判断しても町政運営というなかで、一つずつ章立てするのはこのままで私はいいと思う。執行の内容だからというので以降の条文がほとんど無くなってしまいうことになってしまうので、町政運営というものをきっちり基本条例に載せていくという観点のなかで、町政運営の一環としての危機管理は載せるべきだという判断をしたいと思うが、そういった形でよろしいか。（委員からの異議なし）内容について、いろいろ話が出てきたが意見として体制を作るだけでなく実際に機能する方法の内容の検討もしてほしいという話もあった。そのほかに意見等はないか。

田島委員 第1項のところで、関係機関等のあとに「ほかの自治体」というのが、別の条例では入っていたが、これは関係機関のなかに「ほかの自治体」も入っていると考えてよろしいか。

藤村委員 実は「等」のなかに書き出したらどれだけ出てくるか分からないので、「等」のなかに入れたということである。

田島委員 解説のほうには、そういう解説が入るという理解でよろしいか。（藤村委員からそうであるとの回答）

議 長 以上の内容をまとめて危機管理の検討をもう一度お願いしたい。それでは次の条文の審議会等制度ということで、先ほど読んでもらったが、これを作るにあたっての熱い思いや背景等があれば、委員からの意見も言

いやすいと思うので、何かあれば言ってもらいたい。

藤村委員 審議会等制度では特にはない。

議 長 それでは意見等あれば挙手してほしい。

小林委員 細かい点であるが、まず一つ目は、第1項の二行目の原則として「町民からの公募を含める」とあるが、そこを「公募により選んだものを含める」にしてはどうか。公募も含めるというのは何か舌足らずのような気がする。それから二つ目は、第2項の「町は会議公開の原則に従い・・・」とあるが、この会議公開の原則というのが何か不自然のように思うので、表現をもう少し考えてもらいたい。

藤村委員 二つ目については、私も読みながらほかに（会議公開の原則が）出てきたか考えていたので、少し引っかかったのはそのとおりである。あとは、公募を含めるものとするというのが、これも議論して我々としては、「公募を原則とする」ということにしようかということも検討のなかには議論したが、どうもそれだけではいけないようなことがあったので、こういった表現になった。言いまわしについては検討したい。

田島委員 題名のところで、「審議会等制度」とあるが、ほかの条例では「審議会など」になっているが、この制度というのがあるのかどうかというのと、ほかの条例では「審議会など」となっているが、そこに「その他の町関連機関」が入っているのは何か意図があってなのか。それと「含めるものとする」というのは含めなければならないという先ほど小林委員の発言から「なければならない」に変わると言い換えていいのか。その三点を聞かせてほしい。

藤村委員 「制度」がなくてもいいのではないかということだが、ほかの条例にも「制度」と書いているところもあったので入れた。公募を含めるという言葉の強さの意味だが、要するにここで考えたのは、これまで公募しないでやってしまうというのはたくさんあったと思うが、そういったときにも公募を必ず入れてほしいという意味である。



田島委員 先ほど小林副委員長から「・・・ものとする」と「・・・しなければならない」というのが混ざっているのですが、原則「・・・しなければならない」に統一されたらどうかという発言があったので、ここもこれで変えるという理解でよろしいかということであるが。

畑中委員 補足説明をさせてもらうが、町には審議会や委員会などは全部で、60ぐらいある。その条例を一通り見たことがあって、公募に馴染まない委員会あるいは審議会があった。こういう人と、こういう人と、こういう人とで構成するというので、今後示唆するのに入り込む余地がないのは二つ三つあったので、公募しなければならないとは言い切れない。それから、公募したものをという意見もあったが、そのうえに町が設置する審議会やその他の関連機関等の委員を選任するというので、この選任に対しては、委任や命令（例えば、町長から町職員に・・・委員会へ派遣される委員）といった審議会もあったので、選任については、委任や命令や公募もある。ここで公募によりという説明的にあると「委任によるもの」「命令によるもの」とものものものとなるので、このままでいいと思う。

柄沢委員 今、畑中委員が言われたことと一緒にあるが、原則として町民からの公募を含めるのではなくて、公募を原則とするという意見もあったが、先ほども出たように審議会によっては専門の方とかいうことで、馴染まないものもあるのではないかとということで、原則として町民からの公募を含めるとするという形で落ち着いたという状況である。

小林委員 その他の町関連機関というのは、どういった機関か分からないが畑中委員の話では60ぐらいあるということで、そのなかには公募に馴染まないことがあったということであるから、宿題ということで次回に説明してもらおうということでどうか。それから公募と委任と両方あるという話があったが、まさにこのまちづくり基本条例策定委員会も公募で選ばれた委員は、公募であるが委任されている。公募した者に委任するという形になっているから、公募と委任は対立するものではなくて違う概念というか、別に細かい話なので拘らないが表現として分かりやすいように検討してもらいたい。

議 長 審議会等制度については、表現の言いまわしの再検討ということで、趣旨

についてはこのままでいきたいと思うがよろしいか。(委員から異議なし)  
それでは総合計画等の策定について、補足説明があればお願いしたい。

藤村委員 総合計画というのは、町の将来をどういう方向に導くかという目的、目標を持って町の将来の方向を導くということであるが、あとは具体化していくためのマスタープランというのがあるし、地域の景観に配慮した地域地区計画を策定するにあたって、国や県の指導もそうだが、広く町民の参画を得て意見を踏まえたうえで、総合計画やマスタープランを立てなさいということになっているが、これまでそういったことをしていなかったのも、これはきちんとここに書いておくべきだということによってこういった文言にさせてもらった。

議 長 それでは皆さんの意見を募りたいと思う。

小林委員 これも細かい点であるが、第1項の最後の言いまわしであるが、第1項の「・・・ねばならない」のほうがいいのではないかと思う。ここだけ「努めるものとする」というのは、やや弱いかなと思うので、検討してほしい。

藤村委員 今の意見を踏まえて検討したいと思う。

議 長 ほかに意見はないか。無ければ総合計画等の策定については、この条文案で第1項の語尾だけ再検討をお願いしたい。  
それでは次の説明責任について何か補足説明はないか。

藤村委員 説明責任については、町政だけではなくほかでもあるという関連はしてくると思うが、特に第2項で「議員及び町民からの要望、口利き等を記録し、公表しなければならない。」というところを条文に入れさせてもらった。

田島委員 前回の議会部会の専管テーマのときに情報の共有などのところで、応答責任というのがあって、その関連で述べさせてもらいたいのだが、第2項のところは、説明責任というよりも応答責任に近い形になるので、できれば情報共有のところの第4条で「町は、町民からの要望・・・」で対応記録をさくせいしなければなりませんとあって、ここと合わせた形で説明責任ではなくて応答責任という条立てを一つ拵えて、それで議員及び町民か

らというので、応答責任の条立てをしていただきたい。それから、口利きという要望は条文には馴染まないのので、要望などとして、(注)として要望にはこういったものが入るというので、入れたほうがよろしいと思う。

藤村委員 情報の共有というのは全体の問題だと思うので、部会のなかでは応答については情報の共有のここによるというのとで、逆にそういうことでこれは外してもいいかなという感じはしている。何処かに書いてあればいいのかなと思う。

田島委員 私が考えた応答責任の条文のなかには、記録をするのは町職員になってくるので、記録をする方としては、町職員の仕事になるので応答責任として町政のほうに入れたほうがいいのではないかと考えた。

藤村委員 そういうことであれば、第1項に我々としても差し支えはないことではあるが、説明責任があっちもこっちも出てくるということになってくると動かなという感じがしたので、そういった話をした。

小林委員 これは両方あると思う。先ほどの議会部会の資料のところ、点線で囲ったところに第4条が入っているということは、これは情報共有の項よりも町政のところに入ったほうが妥当であると言う意味合いであると思うので、また町民部会の条文にも似たような話が出てくるか分からないが、三つ出てきてから再度どこに入れるかを検討すればいいと思うし、私も文言としては、要望、口利き等を記録し公表だけではなくて、どういう対応をしたのかという応答内容も入れたらどうかと思う。いわゆる、要望、口利き並びに対応内容という先ほど田島委員も言った共通テーマの第4条であるが、応答という表現もあったほうがいいのかと思う。

柄沢委員 今、応答という表現がはいったほうがいいのかという話がでてくるが、以前、行政部会でまとめたが、これは原則になるのか行政部会のなかでの原則になるのかそのあたりが分からないままそのままになっているのだが、説明応答の責任とか会議公開の原則とかも以前に作ったがそのままになっているような気がするが、基本原則のなかにはそういうものが入っていないので、そこに入っていれば行政部会のほうに入れる必要はないのだが、審議したなかではそういったものが入っていないので、会議公開

の原則とか説明応答の責任という文言を行政部会のほうにも詳しく入れたほうがいいのかなど考えているが、もしそれを入れるとなるとかなりの修正になると思う。

議長 本日、議会部会のほうから確定案をもらったが、その2ページ目の説明責任の第3条と今回説明してもらった説明責任の第1項はほとんど同じだと思う。少なくともどちらかでいいという意見があると思う。主語が町はになっているので、行政部会のほうに入れといたらいいのではという意見もあるし、細かい話になるがこれで確定しているので、第3条をこちらに入れといたらいいという意見が当然あると思う。それに加えてプラスアルファの応答責任をどちらに入れるか、難しいところではある。

田島委員 説明責任は基本原則のなかに含まれていたもので、情報共有でまとめて入れてもいいと思う。応答責任はどちらかという記録をつけるのは職員が実際の作業をすることになるので、行政のほうに対応責任(応答責任)という形で入れてはどうか、また要望、苦情、申し立てというのが要望などに入ってくるので、議員の口利きと合わせた形で行政の応答責任という条文立てとしていれてはどうかと思う。  
また修正がたいへんだという意見があったが、私のほうに個人的ではあるが素案があるので、もし良ければあとで提示させてもらうこともできる。

議長 応答責任の内容を入れないといけないということで、行政部会のほうで出てきている説明責任の第1項が説明責任で、第2項が応答責任の話で、議会部会のほうの2枚目の点線で囲っている第4条、第5条が応答責任の話になってくると思うので、その辺を田島委員のほうで素案を持っているのであればそれを踏まえて行政部会のほうで応答責任についての文言をもう一度考えていただいて、提示してもらおうという形でよろしいか。(委員のほうから異議なし) それでは説明責任についてはもう一度条文の検討をして提示してもらおうこととする。

小林委員 説明責任で追加検討をしてもらったと思う。今の問題と関連するが、原案の第2項は要望、口利きということでどちらかというマイナスイメージの話となっている。一方でプラスイメージの話もあると思う。要は町民からの要望や苦情など聞くべき内容のものがあると思うので、そういった

ものについて、逆に町(町職員)は誠実、迅速に対応して、速やかに検討結果を回答しなければならないというようなことで、それも入っていないとマイナスの要望や苦情ばかりかという話になってもいけないので、それも考えて検討してもらいたい。

藤村委員 了解しました。今の意見もそのとおりに思うので、考えさせてもらう。

議 長 それでは次ページにいきたいと思う。続いての条文は財政運営及び制度の整備ということで、何か補足説明があればお願いしたい。

藤村委員 これは言葉どおりで、特にない。

議 長 それでは意見を募りたいと思うので、挙手のほうお願いしたい。  
意見が無いようなので、財政運営及び制度の整備については、こちらの条文で委員会としての条文案ということで確定とする。  
続いて、予算編成、執行、決算に移りたい。こちらについて何か補足説明があればお願いしたい。

藤村委員 これも特にない。

議 長 それでは意見を募りたいと思うので、挙手のほうお願いしたい。

田島委員 用語の確認だけであるが、条文の中に住民とあるが、今までは町民であったので、最後に調整するというので確認しておきたい。

藤村委員 完全に直っていないところもあるので、調整させてもらう。

小林委員 前の条文とも関連するが、主語の使い分けで、「町は」という主語と「町長は」という主語があって、これは予算編成、執行、決算のところは全て「町長は」になっていて、次の二つも「町長は」になっていて、先ほどの財政運営及び制度の整備については「町は」になっているので、その使い分けの基準がどのように考えられたのか教えてもらいたい。

藤村委員 予算の執行や決算については最終的には町長が全部判断するというか、決

裁するという事になっているから、町長が決裁するところについては「町長は」としている。

小林委員 次の条項の財産管理や財政状況の公表とかも同じことであるのか。

藤村委員 「町は」と「町長は」については、全部吟味したうえで条文にしている。町長の専決事項であれば「町長は」にしている。

小林委員 了解しました。

遠山委員 文言で、「分かりやすく」というのが「か」が入っているのと、入っていないのがあるのと、次の次が「わかりやすく」とひらがなになっているので、これだけ統一をしてほしい。

議 長 それでは、予算の執行や決算については委員会の条文案として確定とする。続いて、財産管理について、何か補足説明があればお願いしたい。

藤村委員 これについても特にない。文言のとおりである。

議 長 財産管理についても、こちらの条文で委員会としての条文案ということで確定とする。続いて、財政状況の公表について、何か補足説明があればお願いしたい。

藤村委員 これについても特にない。文言のとおりである。

議 長 何か質問等あれば挙手をお願いしたい。

田島委員 財政に関する状況について、何を公表するのはまた解説で詳しく述べられる予定であるのか。

藤村委員 今のところはそういった予定としているが、具体的なことはまだ出せるようなことにはなっていない。

足立委員 財産管理の、文言で公表や公開というのが入っていないが、これはどうい

うことか。

藤村委員 これは、「努めなければならない」というところの問題で、少し弱いのではないかという質問ということであるのか。

足立委員 公表というのが、ほかの条文には入っているが、公表できないのかなというように思った。

藤村委員 ここでは明らかにするということで、文言が変わった。

小林委員 文章を前後したらどうか。「町長は、財産の計画的な管理及び効率的な運用努めるとともに町が保有する財産を公表しなければならない」という形で前後を入れ替えてはどうか。

田島委員 財産管理に関することなので、その管理の方法を規定すればいいだけで、財政状況の公表のところ、財政に関する状況のなかに保有する財産も含めてしまえば公表というのは財産管理ではいけないと思う。財政に関する状況のなかに財産状況も含まれるのかなと私は理解している。財産管理は適正に管理するというので、公表については、財政状況なかに含まれると考えればこれでいいと思ったが、その理解では違っているのか。

柄沢委員 予算編成、執行、決算の第1条が、「町は、予算、決算を具体的に把握できるよう、また、財産の保有状況や財政見直しを合わせて、住民に分かりやすく公表しなければならない。」というのを入れていたと思う。そのあとに「町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければならない。」というのが条文にくると決めたとするのだが、今まで気が付かなかったのだが、どうして財産の保有状況の公表がないのかということを言われたので、メモを見直してそれがあつたのではないかと思う。

議長 それであれば、これが行政部会で決めたのと異なるものが提出されているのであれば、もう一度作成してもらって、今の公表も含めて再検討してもらいたいと思う。

藤村委員 私のメモでは、その件は8月6日に消えていて、今提出しているものと同じだと思う。

議長 であるから、もう一度行政部会に立ち戻ってもらって、予算編成と財産管理については確定と言ったが、条文案を再提示してもらって検討するということでよろしいか。(委員からの異議なし)  
続いて、行政評価について補足説明があったらお願いしたい。

藤村委員 ここでは客観的行政評価というところをいろいろ議論させてもらって、客観的というのは、第三者機関による行政評価とか年度目標の達成度合いについて評価するというので、こういった議論となりこのような条文になった。

議長 それでは、行政評価について意見等あれば挙手をお願いしたい。

西田委員 条文のなかに客観的行政評価といよように書かれているが、説明のところを見てもよく分からない。どういう機関を指してこれを入れられているのか。

藤村委員 具体的にこれから第三者機関というのは定義していかないといけないが、いわゆる行政のなかだけではなくて、外からも入ってきて評価するという意味で第三者としている。第1者は当事者で、第2者はそのなかだけということで、第三者は別からという意味でそういった表現をしている。

議長 そのほか意見はないか。なければ、こちらの条文案で委員会の条文案とさせてもらおう。  
続いて、個別外部監査について補足説明があったらお願いしたい。

藤村委員 最初は外部監査としてまとめようと思っていたが、外部監査のなかには包括外部監査と個別外部監査というのがあって、我々が目指しているところについては、個別の外部監査というところではないかということで、こういった表現にさせてもらった。

足立委員 外部監査というのが、あちらこちらで出てくると思うが、費用的に結構掛



かるのではないかという心配があるが、それで財政的に余計きつくなったりするようなことはないかなと思う。

柄沢委員 外部監査を必ず実施するわけではなくて、必要に応じてさせることができるので、その都度外部監査をするわけではないので、何か必要が生じた場合はやはりこういう文言は必要ではないかというように思う。そういう形でしなければならないという意見もあったわけであるが必要に応じてという形で収まった。

小林委員 個別外部監査の条項とその前の条文が行政評価ということで、監査というのも評価である。だから我々は議論しているので、行政評価と外部監査がイメージが違うというのが理解できていると思う。ただ一般の方から見れば行政評価も効果的で効率的な行政サービスを確保するためにやる。一方で外部監査も適正で効率的かつ効果的な行政を確保するためやるんだということで目的はほぼ一緒である。だから違いがもう少し分かるように何か足してもらったらどうかと思う。一つは柄沢委員が言ったように外部監査は必要に応じてやるということであって、行政評価は定期的にとということで大きな違いがあるのかなと思うので、違いが分かるように表現の工夫をお願いしたい。

議長 ほかに意見はないか。なければ、こちらの条文案は再検討をお願いしたい。それでは住民投票であるが、町民部会でも同じような住民投票の話が出てくると思うが、こちらについても補足説明があったらお願いしたい。

藤村委員 多分これも町民部会で出てくるだろうということで、それを意識しているが、ここはあくまでも行政として見たときの書き方をしているので、当然町民部会と整合はとっていかないといけないのかなという気がしている。中身については、この場合も文言に書いてあるとおりである。

田島委員 この条文は、説明の最後の部分で、「個別設置型」、「諮問型」によるものを想定しと書いてあるが、拘束型と諮問型で、諮問型というのは納得する。直接民主主義と間接民主主義で拘束型だと間接民主主義を否定することになるので、諮問型というのはそれでいいと思う。しかし個別設置型にするというのは納得しかねる。説明の一番上のところであるが、「一定数以上の

署名を集めて・・・」とあって条例に根拠を置き実施されるものであるということで一般の住民には分かりにくくて、「条例を策定し」としてもらうほうが分かりやすい。そうすると個別設置型というのは、その案件ごとに議決に基づいて条例を制定して実施をするのが個別型で、常設型というのは、予め投票となる対象の事項や発議の方法など一定のルールを定めておく条例を制定して実施をするということになるわけで、そうすると個別設置型というのは、時間と手間がかかる。いちいちそれぞれ何かあったときに、議決をしないといけないし、一生懸命署名を集めても議会で否決してしまうと住民投票そのものが実施されなくなるという欠点があるというように書かれている。

この住民投票というのは、二元代表制がちゃんと機能していれば必要ないことである。町長も議会も民をちゃんと酌んでいない、勝手なことをすると町民としては言うていくとことがなくなるわけで、そうすると間接民主主義が機能しないときにこそ住民投票というのが有効になってくるので、そのときに議会の議決を経るこの個別設置型にしてしまうと議会の賛成なしには住民投票さえできなくなるという、こういった問題があるというのをどこかで読んだ。

常設型というのは一定のルールを決めておくので迅速な実施が保証されているというのと制度として安定的である。あまりこの住民投票があまり濫用されないためには投票の請求要件を何分の何以上というのを工夫して書けばいいことで、その個別設置型にするというのが問題かなというように私は思った。

堀内委員 住民投票について田島委員から発言があったが、話としてはそのとおりであるが、住民投票としてこういった制度があるということをご皆さんで考え方として共有してやるのが大事であると思う。今、話があったように常設型というのは、確かにいいのだが、何を持ってテーマとするのかという問題とかもう一つは費用の問題を考えておかないといけない。上牧町の場合、直近では数年前に市町村合併を問う住民投票を法定であったので必ずしないと行かなかったのだが、結果的にはやらなかった。一回やるとなれば、当時600万円というお金が必要であったということで、王寺町や斑鳩町で先にNoという結果が出たので、上牧町は最後にやらなかったのだが、そういった問題もあるので、まずは住民投票というものを基本条例のなかに盛り込んで、そしてもう少しこの基本条例を運用しながら、この住

民投票をどのように設計していくかという二段構えで考えたほうがいいのではないかと考えている。

小林委員 住民投票というのは、地方自治法に規定があると思うが、法律上で住民投票が請求できる要件というのは決まっているのか。合併の問題でも住民からむしろ合併してほしいというようなことを求める場合に、請求要件で有権者の何分の何以上の署名を持って請求ができるとか。法律上の規定でこれはどうなっていたか教えてほしい。

田島委員 憲法のほうは分からないが、地方自治法では解職の直接請求、町長とか議員とか議会解散というのを住民投票で請求できるというのがある。このよきは議会の議決はいらぬ代わりに、請求要件が厳しくて住民の数が40万人以下だと3分の1以上の請求が必要になる。もう一つは、条例の制定改廃というので、50分の1以上の請求で議会の同意がいるということである。これはもちろん条例の制定改廃は議会の議決案件に含まれているので、議会の同意がいる。この二つが地方自治法で決められている住民投票の項目になる。そのほかに行政上の重要事項というのを住民投票の対象にするには新たな条例を定めなければならないということである。そのときに行政上の重要事項というのを予め決めておく、いわゆるネガティブリストという町の機関の権限に属さない、属する事項を省くとかいうリストを作っておいて、常設型にするというやり方が常設型である。もう一つは、例えば、市町村合併があったときに、住民投票を実施しようと思ったら条例を作らないと実施ができないということで、個別で議会で住民投票に関する条例を作ってやるというのが個別設置型ということになる。

小林委員 この問題は大事なテーマであるし、町民部会でも関連することでもあるし、一度住民投票の要件はどうなっているのか。いわゆる請求要件、解散とか条例の制定改廃という要件も違うし、それから法で定まっていない重要事項について住民投票をする場合はどう規定できるのかとか、他の市町村の基本条例がどうなっているのか、整理したうえで議論したほうがいいと思う。大事なテーマでもあることだし、行政部会と町民部会も関連することでもあるし、二つの部会で調整してもらうのか、次の町民部会のテーマのときに整理したものを出してもらって改めて議論するかしないとここで基礎知識がないまま議論しても、この大事な条文を議論するのは少し時間の

無駄かなという気がするので、そういった進め方を提案する。

議 長 そのような意見があったが、それぞれの部会長はどうか。  
今の住民投票については、背景の条文とか地方自治法、既存のものがどの程度あるのかという確認を事前にもしてもらわないと議論ができないのではないかと提案があったが、町民部会ならびに行政部会のほうで提案してもらえないかという話があったが、各部会長はどうか。

藤村委員 行政部会のほうでは、一度調べることにする。

小林委員 追加であるが、個別設置型と常設型が実際どれぐらい行なわれていて、メリット、デメリットも整理してもらいたい。

議 長 それでは、以上の件について藤村部会長のほうで承諾してもらったので、このあと調整会議もあるので部会長同士話し合ってもらいたい。  
住民投票については、今の話を踏まえて再検討していきたいと思う。

藤井委員 コンプライアンスや法令遵守という項目が入っていない。他の市町村の基本条例にはほとんど入っている。職員は皆守っていくということで、守らないとどういった罰則を設けるとかそういったことは大事なことだとおもうので、そういう観点から追加が必要ではないかと思う。

議 長 今回のコンプライアンスは町民部会では出てこないかも分からないが、前文の条文が次の次で町民部会から出たら、あきらかに不足している条文が出てくると思うので、大局な観点から見ると(全体会)が必要になってくるので、そういった機会を必ず作っていきたいと思う。  
それでは、今日の次第に基づく行政部会の条文案の検討が終わりとするが、次回であるが、本日の議論で再検討の部分があったので、それを踏まえての提示は間に合うか。もし、厳しければ町民部会を先に進めるが。

藤村委員 欠席の方もおられるので、部会を開く時間がとれるかわからない。

小林委員 調整会議で検討する事項かも分からないが、一応、次回に今日の修正案を出してもらおうということにしておいて、無理だったら次に回すということ

にして、予定としては次に出してもらおう。だから、次回は今日の修正案の検討と町民部会の専管テーマの議論をするという形でいいのではないか。

議長 それでは、次回については今日の修正案の検討と町民部会の専管テーマの議論とする。また、町民部会の専管テーマの条文案の資料については、後日配布する。

本日はこれで、第19回のまちづくり基本条例策定委員会を終了とする。

次回は、9月24日(月)、13時30分から役場3階委員会室で開催する。